

情報の開示請求手数料及び開示実施手数料について

1 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書一件につき 300円

2 開示実施手数料

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画(二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙にモノクロで複写したものの交付	用紙1枚につき10円(A2判については40円, A1判については80円)
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ホ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円, A1判については180円)
	ヘ スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に文書・図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に文書・図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に文書・図画1枚ごとに10円を加えた額
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円, A2判については370円, A1判については690円)

三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 430円)
四 スライド(九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 1300円)
五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
七 電磁的記録(五の項, 六の項又は八の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙にモノクロで出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ FDに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額

	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7000円に1ファイルごとにつき210円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2500円, 国際規格14833, 15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8600円, 10500円又は12900円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2600円, 国際規格15757に適合するものについては3200円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129, X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円, 1300円又は1750円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6800円(16ミリメートル映画フィルムについては13000円, 35ミリメートル映画フィルムについては10100円)に記録時間10分までごとに2750円(16ミリメートル映画フィルムについては3200円, 35ミリメートル映画フィルムについては2650円)を加えた額

九 スライド及び録音テープ (第9条第5項に規定する 場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生 したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテー プに複写したものの交 付	5200円(スライド20枚を 超える場合にあつては、520 0円にその超える枚数1枚につ き110円を加えた額)
備考 一の項ハ及びホ, 二の項ハ, 並びに七の項ハ及びニの場合において, 両面印刷の用紙 を用いるときは 片面を1枚として額を算定する。		